

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)
当たるときは、

目 次

◇規 則

- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県子牛生産検査条例施行規則を廃止する規則
- 鳥取県みつばち転飼条例施行規則を廃止する規則
- 鳥取県水産試験場依頼試験規則を廃止する規則

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第十七條」を「第十六條」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

円	を	八九、一五〇円	八八、一五〇円	に改め、同表の大居室
---	---	---------	---------	------------

のC十階層の項中	八八、〇五〇円	八七、〇五〇円	を	九〇、一
----------	---------	---------	---	------

五〇円 八九、一五〇円 に改める。

（鳥取県立福原荘管理規則の一部改正）

第二条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

円	を	八九、一五〇円	八八、一五〇円	に改め、同表の大居室
---	---	---------	---------	------------

のC十階層の項中	八八、〇五〇円	八七、〇五〇円	を	九〇、一
----------	---------	---------	---	------

五〇円 八九、一五〇円 に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）」を「知事の指定する金融機関（以下「金融機関」という。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条中「商工中金」を「金融機関」に改め、同条第一号から第四号までの規定中「第八号」を「第七号」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第四条中「商工中金」を「金融機関」に改める。
第五条中「行なう」を「行う」に、「商工中金」を「金融機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（雑 則）

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表中第三条第六号に掲げる事業の項を削り、「第三条第七号」を「第三条第六号」に、「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「第三条第九

号」を「第三条第八号」に、「第三条第十号」を「第三条第九号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中「三千円」を「四千五百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則（昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「年五・五パーセント」を「農林漁業金融公庫が団体営土地改良事業について融資する場合の貸付けの利率を基準にして知事が定める利率」に改める。

別表の表1の項及び2の項中「0.055」を「b」に改め、同表3の項中「は種養殖事業」を「土産改良養蚕中養蠶事業（又蚕養理事業）や種養殖と
するものに限る。以下同じ。）」と、「0.055」を「b」に改め、同表4の
項中「は種養殖事業」を「土産改良養蚕中養蠶事業」と、「0.055」を「b」
に改め、同表5の項中「0.055」を「b」に改める。

別表の備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 bは、第2条の規定により知事が定める利率とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県子牛生産検査条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県子牛生産検査条例施行規則を廃止する規則

鳥取県子牛生産検査条例施行規則（昭和四十二年四月鳥取県規則第十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県水産試験場依頼試験規則を廃止する規則

鳥取県水産試験場依頼試験規則（昭和三十二年六月鳥取県規則第二十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県みつばち転飼条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

鳥取県規則第九号

鳥取県みつばち転飼条例施行規則を廃止する規則

鳥取県みつばち転飼条例施行規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県水産試験場依頼試験規則を廃止する規則をここに公布する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】